

## 要介護認定調査（訪問調査）に係る協力依頼について

認定調査担当

## 1 申請書の提出時期について

毎月、初めの数日に認定申請が集中しており、期限までに認定が行えないものがあります。

特に更新申請については、その時期を考慮していただくことで、全体として迅速な認定が実施できますので、引き続きご協力をお願いします。

- ① 更新申請の場合、各月を「1日から9日」、「10日から月末」の2つの時期に分けて、緊急性等を考慮されたうえで、おおむね半数ずつになるように分けて提出をしてください。
- ② 介護保険施設入所者については、提出時期の指定はありませんが、急ぐ人以外は、月初めをはずしてください。
- ③ 入院されてすぐ、手術の予定がある、転院予定がある場合など、状態が落ち着くまでに時間がかかると、調査が遅れます。  
また、医師の意見書との時期がずれた場合など、状態が違っていると確認等のため、かえって認定結果が出るまでに時間がかかります。  
申請の時期は、状態を十分に考慮してください。
- ④ 申請を代行される場合、介護保険サービスを利用される状況を十分確認した上での申請をお願いします。

## 2 訪問調査の連絡票について

よりスムーズに訪問調査をするために、住所・電話番号など正確な記載をお願いします。

また、次の点に気をつけてください。

- ① 被保険者が現在住んでいる場所について：入院の場合、階・病棟の記入をしてください。
- ② 本人の状況・その他について：調査員に特に伝えておきたい内容については、記入漏れのないように記入してください。

その他の項目についても、別紙に記入時の注意事項と記入例を記載していますので参照してください。

連絡票は、福山市介護保険課のホームページからダウンロードできます。